第3章 就学の助成

[1]奨学金

(令和元年度)

能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な高校生、大学生等に奨学金を支給し、有用な人材を育成することを目的として次のとおり奨学事業を行う。

なお、奨学金は、奨学基金及び小竹正剛奨学基金から生ずる利子及び利益金をもってこれにあてており(不足分については一般会計から充当)、本年度の支給限度額は、奨学基金分94,777千円及び小竹正剛奨学基金分7,028千円の合計101,805千円である。

1 奨学金の支給条件および支給

奨学金の支給を受ける者は、市民であって、次の条件を満たす者のうちから選定している(市民には、その親またはこれに代わるべき者が本市内に住所を有する者も含まれる)。

- ① 大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校 (2年制以上の専門課程および3年制以上の 高等課程に限る。) に在学すること。
- ②学資に乏しいこと。
- ③ 学業が優秀で性行が善良であること。

			(全	う和元年度)
区 分	種類	奨	学資金	入学支度 資金※1
大学(大学院含む)、 短大、高等専門学校 (4、5年及び専攻	国公立	月	6,000円	14,000円
科)、専修学校(修業 年限2年以上の専門課 程)	私立	月	9,000円	21,000円
高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部 ※2)、高等専門学校	国公立	月	5,000円	10,000円
(1~3年)、専修学校(修業年限3年以上の高等課程)	私立	月	8,000円	15,000円

- ※1 入学支度資金は1年生のみ対象。
- ※2 特別支援学校は、高校の内容に準ずる教育を行う 学校。

2 奨学金の採用実績(令和元年度については、採用者数は予算人数)

区分				年度	昭和26~平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	計
		志	願 者	数	15,390人	709	702	556	548	500	18,405
大	学	採	用 者	数	6,357人	256	259	254	251	258	7,635
		採	用	率	41%	36%	37%	46%	46%	52%	41%
		志	願 者	数	27,804人	1,526	1,479	1,325	1,409	1,321	34,864
高	校	採	用 者	数	16,213人	1,029	1,039	1,043	1,055	1,037	21,416
		採	用	率	58%	67%	70%	79%	75%	79%	61%

[2] 就学奨励

1 就学援助

経済的理由によって、義務教育である小学校および中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行う。

(1) 就学援助費の支給内容(令和元年度)

(単位:円)

									(事位. 円)
	区			分	小	学校	中	学校	支 給 経 費 の 内 容
			1	年	13	3,100	2	4,800	
200	学 用 品 費 <u>3</u>		2	年			27,050		
			3	年				7,000	各教科および特別活動に必要とされる学用品(実験、学習材料費を含む。) および通学のための通常必要とする上ばき、雨ぐつなどの通学用品の経費。
		4	年	15	5,350		$\overline{}$	およい曲子のにめの曲帯必安とする上はさ、雨くうなどの曲子用品の経質。 学校行事としての校外活動(遠足など)に参加するための経費	
	/ 11 ====		5	年			١,		1 KH FCO CONNING (Excise) (Conning) Sicoson Ex
			6	年					
新ノ	人学児童	生	1	年	50),600			入学にあたって通常必要とする学用品および通学用品等(中学校分につい
	学用品費		6	年	57	7,400			ては、小学6年生3月時点の認定者に前倒し支給)
生	徒		会	費			2	2,340	中学校の生徒会費として定額を支給
	-11-		柔	道			4	,916	正課の体育(保健体育)の授業の実施に必要な体育実技用具。小学校に
体用		技 等 	ス:	キー	16	5,573	2	9,150	あってはスキー又はスケート、中学校にあっては柔道又はスキーを行うため
Л	六	4	スケ	ート		-			に必要とする柔道着、スキー板、スケートなどの用具のいずれかを現物支給
宿	泊 校	外	活	動費	平均	2,333	平均	5,361	学校行事としての宿泊校外活動に参加する場合の経費で日数は小学校、中 学校とも1泊2日
修	学	旅	彳	亍 費	平均	18,809	平均	59,796	小学校または中学校でそれぞれ1回参加する修学旅行費
通		学		費	平均	23,945	平均	34,009	最も経済的な通常の経路と方法によって通学する場合の交通費。 (ただし、片道の通学距離は小学校4km、中学校6km以上、冬期間は小学校 2km、中学校3km以上)

(2) 就学援助費の実施状況(平成30年度)

学 校 別	区分	支 給 人 員(人)	支 給 額(千円)
	学用品費•通学用品費•校外活動費	12,205	174,594
	近 3 世 日 英 4 H31入学前支給	1,604	81,162
小	新入学児童生 小学校入学(1年)	1,654	67,152
	中学校入学(6年)	2,149	123,353
学	体育実技スキー	3,412	57,139
1	用具費スケート	-	_
	宿泊校外活動費	2,003	4,216
校	修 学 旅 行 費	2,629	49,848
	通	139	2,954
	小計	_	560,418
	学用品費•通学用品費•校外活動費	6,784	172,244
中	新入学児童生徒学用品費等	16	745
T	体育実技スキー	926	25,165
	用 具 費柔 道	995	5,448
学	宿 泊 校 外 活 動 費	2,061	11,522
	修 学 旅 行 費	2,724	164,505
校	通	98	2,977
11X	生 徒 会 費	6,784	15,615
	小計	_	398,221
合	計	-	958,639

備考 支給人員率 (学用品·通学用品費·校外活動費)小学校 13.42% 中学校 15.48% 小中計 14.09%

2 学校給食費援助

就学援助の対象者に、学校給食に要する食費について必要な援助を行う。

(1) 学校給食費援助の実施計画(令和元年度)

区 分	人 員(人)	金 額(千円)
小 学 校	11,513	575,132
中 学 校	6,306	363,226
計	17,819	938,358

(2) 学校給食費の援助の実施状況(平成30年度)

区 分	人 員(人)	金 額(千円)
小 学 校	12,062	602,089
中 学 校	6,641	378,789
計	18,703	980,878

3 医療費援助

生活保護世帯の児童生徒、就学援助を受ける児童生徒が、伝染性または学習に支障を生ずるおそれのある疾病(学校病)にかかり、学校から治療の指示を受けたとき、その疾病の治療のために医療に要する費用について必要な援助を行う。

(1) 医療費援助の対象となる疾病(学校病)

トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯および寄生虫病(虫卵保有含む)

(2) 医療費援助の実施状況(平成29年度及び平成30年度)

小	• 中		小	学	校 校		中	学	ゼ 校		計	医療費
要・	準要	要	保 護	準 要 保 護		要	要保護		準 要 保 護		iΤ	1人当
年度区分 病名		治療人 員(人)	医療費(円)	治療人 員(人)	医療費(円)	治療人 員(人)	医療費(円)	治療人 員(人)	医療費(円)	治療人 員(人)	医療費(円)	平均額 (円)
トラコーマ	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
, , – ,	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
結 膜 炎	29	0	0	130	331,273		6,390		66,904	160		2,529
// // //	30	2	8,230	95	408,642	1	10,590	33	90,738	131	518,200	3,956
伝染性皮膚炎	29	0	0	7	40,329	0	0	4	9,679	11	50,008	4,546
囚未且及肩炎	30	0	0	14	34,250	1	710	3	3,070	18	38,030	2,113
中 耳 炎	29	0	0	144	2,049,342	0	0	18	308,325	162	2,357,667	14,554
十	30	0	0	141	1,346,187	0	0	34	565,660	175	1,911,847	10,925
慢性副鼻腔炎	29	10	395,891	681	4,555,646	10	189,620	153	1,222,473	854	6,363,630	7,452
受任刑界压火	30	4	356,250	377	2,731,139	3	136,420	113	803,531	497	4,027,340	8,103
アデノイド	29	0	0	7	113,444	0	0	1	1,806	8	115,250	14,406
/ / / / 1	30	0	0	6	292,620	0	0	0	0	6	292,620	48,770
う歯	29	38	859,331	3,212	21,150,959	12	331,401	943	7,306,159	4,205	29,647,850	7,051
	30	41	828,416	2,194	17,899,452	20	583,630	705	6,220,695	2,960	25,532,193	8,626
寄生虫病	29	0	0	1	2,832	0	0	0	0	1	2,832	2,832
前 王 五 州	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	29	48	1,255,222	4,182	28,243,825	23	527,411	1,148	8,915,346	5,401	38,941,804	7,210
βĪ	30	47	1,192,896	2,827	22,712,290	25	731,350	888	7,683,694	3,787	32,320,230	8,535

4 特別支援教育就学奨励

小学校および中学校の特別支援学級へ通学する児童生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減と特別支援教育の振興を図るためその就学に必要な援助を行う。

(1) 奨励費の支給内容(令和元年度)

(単位:円)

区分	学	年	小台	学校	中台	学校
学用品費•通 学用品費	1 2 3 4 5 6	年年年年年年		の1/2 5,760)	実費	の1/2 11,255) - -
新入学児童生徒	走学用。	品費等		の1/2 25,300)		の1/2 28,700)
体育実技用具	柔 スキ	道		<i>─</i> 1/2 (3,120)	(上限 実費	の1/2 3,785) の1/2 18,825)
修学旅行費 通学に要する交 職場実習交通覧 校外活動費(宿 校外活動費(宿 給食費	平平 上上平均均		平平平上上平均均均限限均	1,336		

備考1校外活動費は、児童生徒が学校行事として校外活動に参加するために直接必要な交通費および見学料である。

(2) 奨励費の支給状況(平成30年度)

	F /\	4A I D	→ 4 /\ #4
	区 分	支給人員	支給額
	学用品費) 人	千円
小	通学用品費	} 934	4,677
	校外活動費	J	
	新入学児童生徒学用品費等	116	1,902
学	修学旅行費	145	1,343
	通学に要する交通費	152	989
	体育実技用具費	244	2,106
校	校外活動費(宿泊を伴う)	253	189
	給食費	912	23,411
	小 計	_	34,617
	学用品費) 人	千円
中	通学用品費	276	2 125
	校外活動費	376	3,135
	新入学児童生徒学用品費等	95	2,159
	修学旅行費	116	3,076
学	通学に要する交通費	207	2,124
	職場実習交通費	93	111
	体育実技用具費	80	940
	校外活動費(宿泊を伴う)	244	415
校	給食費	370	10,858
	小計	_	22,818
	合計	_	57,435

² 職場実習交通費、通級交通費、通学交通費以外は実費の 1/2を助成する。ただし、上限を上記のとおり設けている。